

平成30年 第8回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成30年8月17日

会 場 舘岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年8月17日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 舘岩会館
- 3 出席委員数 10人
会 長 11番 五十嵐伸人
会長職務代理者 10番 室井 文一
委 員
1番 馬場 崇裕 2番 星 利信 3番 湯田 義三
4番 湯田 重行 6番 塩生 隆晴 7番 渡部 一男
8番 芳賀 美紀 9番 山内 敬
- 4 欠席委員数 1人
5番 平野 恒二
- 5 議事日程
第1 欠席委員の報告について
第2 議事録署名委員の指名について
第3 報告第1号 会務報告について
第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5 議案第2号 現況確認証明申請について
第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 6 農業委員会事務局職員
事 務 局 長 五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長 八木沢 誠 二
主 査 廣 野 由 美
- 7 会議の概要

新体制後初めての総会になるため、総会における議案審議の流れと審議におけるポイントの説明を行う。

全員起立で「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行う。

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議 長 **日程第1**「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました委員はありませんが、平野恒二委員が遅れております。

現在の出席委員数は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

また、本日の議案審議に伴う現地調査を担当し、出席している農地利用最適化推進委員は、

田島第1区 渡部昭雄委員

田島第4区 湯田慎也委員

南郷第2区 五十嵐久長委員であります。

議 長 **日程第2**「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、

3番 湯田義三委員、4番 湯田重行委員

を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長 **日程第3**「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告してください。

事務局 （局長 会議資料により報告）

議 長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長 **日程第4**「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について現地調査を担当した、田島第1区の渡部昭雄推進委員から、調査結果の報告をお願いします。

田島1 （渡部昭雄 推進委員）渡部です。2日前に申請人と連絡が取れまして、現地確認をしてまいりました。地目は畑で現在は耕作されておらず、草が刈ってある状態でした。周辺は住宅地になっています。今回の転用目

的ですが申請地の隣の空工場で今後操業する予定ですが、駐車場がないということで、従業員用の駐車場にしたいということです。砂利を敷いて駐車場にしたいということです。隣接する農地等への影響もありません。住宅地への影響もありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。
 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません」の声あり）
 質問がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
 お諮りいたします。事件番号1について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
 異議なしと認め、事件番号1は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号2について、現地調査を担当した、田島第1区の渡部昭雄 推進委員から、調査結果の報告をお願いします。

田島 1 （渡部昭雄 推進委員 ）渡部です。
 2日前に申請人と話をして現地を確認してまいりました。
 場所は、××××沿いで、資料の地図をご覧ください。登記上は畑になっていますが、周りは住宅地化されていて、芝生状態です。ここに、譲受人が建築業の資材置き場として使いたいということです。隣接地は宅地であり、農業上の影響はありません。問題ありません。所有権の移転で金額は△△円ということです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。 説明が終わりました。
 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません」の声あり）
 質問がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
 お諮りいたします。事件番号2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
 異議なしと認め、事件番号2は、原案のとおり決定いたしました。
 以上で議案第1号の審議を終了します。

議 長 日程第5「議案第2号 現況確認証明申請について」を議題といたします。
 事件番号1について、現地調査を担当した、田島第1区の渡部昭雄 推

進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1 （渡部昭雄 推進委員）渡部です。
こちら、2 日前に確認をしました。場所は××××と■■■■の間に。
民家跡が 1 件ありまして、隣に農地らしきものがありますが、ひどい荒
れようです。昭和 27 年頃から畑には手を付けていない状態で農地とし
て復元は無理であると判断いたしました。以上です。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。ただちに質疑に入りま
す。発言のある方は挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

7 番 （渡部一男）渡部です。場所を確認したいんですが、××××の方です
か。

田島 1 （渡部昭雄）××××から 121 号線を□□□□方面に向かった右側に空
き家があつて、その隣の農地です。空き家もひどい荒れようで、近づき
がたい状態です。

4 番 （湯田重行）湯田です。現況確認証明ということで地目変更予定だと思
いますが、現地は藪を整理して更地にする予定はあるんでしょうか。

田島 1 （渡部昭雄）現地は既に宅地課税されているということではありますが、
更地の予定は聞いておりません。

3 番 （湯田義三）××××で○○○○してますが、その先ですか。

田島 1 （渡部昭雄）その先です。その後ろに駐車場がありますが、そこは他の
事業所の駐車場になっています。

議 長 そのほかありませんか。

議 長 （「ありません」の声あり）
質問がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 1 について、原案のとおり証明すること
にご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり証明すること
に決定いたしました。

議 長 次に、事件番号 2 と 3 について、審議を行ないます。現地調査を担当
した、南郷第 2 区の五十嵐久長 推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷 2	(五十嵐久長 推進委員) 五十嵐です。 所在地の内容は議案書のとおりです。申請人の親が昭和 37 年に申請地に住宅を建築いたしました。50 年以上宅地として利用してきました。農地への復元は困難な状況です。申請人が住宅リフォームの検討をしていたところ、登記簿を確認したら田になっていることが判明したため、地目変更をしたいということです。場所は■■■■がすぐ隣で、●●●●が南側にあり、周囲も宅地となっています。報告は以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 2 と 3 について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 2 と 3 については、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議 長	次に、同じ申請人から 4 件の申請が出されておりますが、まず事件番号 4 と 5 について、審議を行ないます。 現地調査を担当した、田島第 4 区の湯田慎也 推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 4	(湯田慎也 推進委員) 湯田です。 4 と 5 について説明します。この 2 筆は字が違いますが隣接しています。登記上は畑になっていますが、耕土が浅く石が多いため 20 年以上耕作していませんでした。今後も農地として利用することは困難であると思われます。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 4 と 5 について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 4 と 5 については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長	次に、事件番号6と7について、審議を行ないます。現地調査を担当した、田島第4区の湯田慎也 推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 4	(湯田慎也 推進委員) 湯田です。 8月5日に現地を確認いたしました。登記上は畑になっていますが、申請人が子供のころから20年以上耕作しているのは見たことがないということで、原野化しています。今後も農地としての利用は困難であると思われます。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
7 番	(渡部一男) このへんは、そんなに原野化していない気がするんですが。ここは××××の基盤整備地区に入っていないんですか。
田島 4	(湯田慎也) ここは基盤整備のエリアに入っていないです。
7 番	(渡部一男) ○○○○さん□□□□、どうですか。
事務局	(補佐) 資料5の5ページを見ていただきまして、黒塗りの申請地の右半分は、ナラやクリなどの大木が茂っている状態です。地区全体が川原のあとで、鍬を入れると石にあたって表土がほとんどない状況で、耕作をあきらめたと思われます。××××40年以上見っていますが、畑として耕作されていることは見たことがありません。
7 番	(渡部一男) 申請人もあまり農業はやってないですからね。わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号6と7について、原案のとおり証明することに異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号6と7については、原案のとおり証明することに決定いたしました。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題と

いたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局

(廣野) 廣野です。

「議案第 3 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。

議案書の 7 ページをご覧ください。こちらは 8 月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が 3 筆・1,604 m²、畑はありません。新規は、田が 4 筆・4,539.25 m²です。畑が 1 筆・47 m²です。再設定と新規合わせて田が 7 筆・6,143.25 m²、畑が 1 筆・47 m²で合計 8 筆・6,190.25 m²です。続きまして 8 ページは、利用権設定の一覧表になっています。この中で 1 番から 7 番まで使用貸借権になっております。こちら所有者の方自身で耕作ができないということで貸付人の希望ということでございます。8 番は夫と共に I ターンの新規就農者で、トマト栽培をされています。平成 26 年に研修を受けて。人・農地プランへの位置づけもされ南郷トマト生産組合にも加入されまして本格的に栽培に取り組んでおられます。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長

次に、協議事項に入ります。

事務局から、協議内容を説明してください。

事務局

(事務局長が農地等の利用の最適化の推進に関する指針の素案について資料に基づき説明した。)

議 長

(議長が各委員意見を求め、全委員から発言があり、農業委員会としての案を決定するとともに、9 月中に農地利用最適化推進委員の意見を聴くこととした。)

議 長

協議事項を終わります。

次に、報告事項について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長が2アール未満の農業用施設建築届1件について報告した。)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

議 長 ないようですので、
次に、今後の業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長が次回総会までの業務日程について説明した。)

議 長 その他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局 (事務局から、義援金の報告、新任農業委員等研修会について、要請書
素案について、互助会費の集金の変更について報告をした。)

議 長 ほかにございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
ないようですので、職務代理者から閉会のことばをお願いします。

職務代 以上をもちまして、平成30年度第8回南会津町農業委員会総会を閉
理者 じます。ご苦労様でした。

閉会 午後3時22分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その
内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

3 番

4 番